

## ◎新潟県告示第1465号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成27年12月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新潟市	19者	北区新鼻字古囲内121番ほか516筆 43.7ha
燕市	7者	小牧江端1106番ほか212筆 15.3ha
長岡市	3者	鉢伏町京田168番1ほか17筆 1.5ha
魚沼市	2者	干溝桜田74番1ほか25筆 1.3ha
十日町市	15者	仁田580番ほか167筆 10.5ha
津南町	3者	下船渡甲7974番ほか14筆 1.1ha
上越市	30者	野尻塩辛352番ほか264筆 23.0ha
佐渡市	1者	北片辺2569番ほか4筆 0.9ha
合計	80者	1,227筆 97.1ha

### 2 申請年月日

平成27年11月25日

### 3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課

新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

### 4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。